

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 証拠説明書(甲A号証)

2022年(令和4年)5月10日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

| 号証        | 標目  | 原本写しの別 | 作成年月日     | 作成者  | 立証趣旨  |
|-----------|-----|--------|-----------|------|---|
| 甲A<br>503 | 意見書 | 写し     | 2022年5月9日 | 二宮周平 | <p>民法学者である二宮周平教授の本件に関する追加意見（一つ目の意見書は甲A308号証）。</p> <p>婚姻について定めた民法・戸籍法の諸規定の「目的」は、法制度としての婚姻の目的を意味するものとして、憲法と整合した法解釈により明らかにされるべきものであり、憲法の要請に反する事柄や法の規定から導きえない事柄を目的に位置付けることはできず、また、社会の多数派や国の期待する役割としての目的を法制度としての婚姻の目的であるかのようにすり替えることは許されないこと（1～3頁「1 「目的」概念の解釈手法）。</p> <p>憲法が要請する婚姻法は、婚姻の自由と夫婦同等の権利を保障する、個人の尊厳と両性の本質的平等に適合する制度であり、憲法24条には、法制度としての婚姻の目的を生殖哺育とする手掛かりは存しないこと。また、憲法24条2項は、立法裁量の限界を画するものであると同時に、法解釈の指針ともなるものであり（民法2条参照）、本件規定の目的の解釈に当たっても「個人の尊厳」に適合するかが問われること（3～5頁「2 憲法が要請する婚姻法」）。</p> <p>被控訴人国は、本件規定の目的が、一人の男性と一人の女性が子を生み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を当てることにあると主張するが、子を生み育てるという目的を民法の規定から導き得ておらず、これまで婚姻が果たしてきた役割や社会の多数派が期待する役割、国が統治のために期待する役割としての目的に依拠するものであると解さざるを得ないが、そのような解釈は、権利義務の総体であるパッケージとしての婚姻に特定の家族像（子を生み育てる家族像）を付加し、それを規範化して事実上強制するに等しいものであり、「個人の尊厳」に反し、憲法24条2項の要請にも反する解釈であること（5～9頁「3 民法の要請する婚姻法の目的」）。</p> <p>諸外国の例からしても、同性間の婚姻を認めたとしても異性カップルが不利益を被るわけではなく、むしろ婚姻による共同生活の安定は当事者や子どもの利益になり、結果的に社会の安定化につながるものと考えられるにもかかわらず、憲法24条の要請に反した本件規定の目的の解釈により、同性間の婚姻を認めていない現行法を正当化する意義は見出されず、札幌地裁の第1審判決がした違憲判断の継承が望まれること（9～10頁「おわりに」）。</p> <p>控訴審第2準備書面で論じたとおり、「本件規定の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあると解するのが相当である」とする被控訴人の理解が誤ったものであること。</p> |

以上